

6. 情報システムの再構築・アウトソーシングの推進

情報システム最適化シナリオの第 2 ステップとして実施する、情報システムの再構築及びアウトソーシングの推進に係る具体的な実施方策として、以下の 3 点を整理する。

- ・ 共通基盤の導入
- ・ 既存情報システムの整理分類
- ・ 情報システムの構築・運用体制の整理

6.1. 新たに構築する共通基盤の概要

6.1.1. 共通基盤の範囲

本市では、情報システムのリソースを下表のように分類し、その中の 1～5 が今後の情報システムの共通基盤と捉え、情報システムの全体最適化を進めていくこととする。

図表 9 情報システムのリソースの分類

No.	大分類	概要
1	庁内インフラ	庁内 LAN・WAN ²² 、PC・プリンタ等、複数のシステムで共通利用することを前提に整備された IT インフラ
2	ファシリティ基盤	マシンルーム、iDC など、システムのサーバ、大型プリンタ等の主要機器を設置するための施設・設備
3	外部ネットワークとの接続基盤	外部ネットワークとの接続環境
4	共通機能	庁内の複数システムで共通して利用される機能
5	共通サービス	複数のシステムで一括に実施可能な業務。将来的に、複数のシステムについて一括してアウトソーシングすることが可能。
6	共通業務システム	庁内のほぼ全職員が共通して利用する業務システム
7	個別業務システム	特定業務担当職員のみ利用する業務システム

共通基盤の範囲

6.1.2. 共通基盤の各構成要素の概要

(1) 庁内インフラ

庁内ネットワーク

庁内ネットワーク(出先機関を含む)について、一部を除いて基本的には物理的に一元化されている(大きな問題はない)。

²² Wide Area Network 庁舎 - 出先機関間など地理的に離れた地点にあるコンピュータ同士を、電話回線や専用線を使って接続したネットワーク。広域通信網と呼ばれることもある。

庁内ネットワーク用端末等

庁内ネットワーク用端末は、原則として、一般事務系の職員には、一人一台配備されている。

しかしながら、現状では半数以上のシステムで、当該システム用の専用端末も利用しており、職員端末の一元化は十分になされていない。

今後は、可能な限り各システムの端末を庁内ネットワーク用端末に一元化する取組み(予算要求時に必要性をチェックする等)を実施することにより、端末関連のコストの圧縮を図る。

その他

将来的には、人事給与システムの再構築や庶務事務システムの導入等と合わせて、職員カードを共通基盤の構成要素と位置付け、入退室管理、出退勤管理などの複数システムに活用することにより、利便性が高く、低コストの投資で庶務事務の効率化、厳格化などを図る。

(2) ファシリティ

現在本市では、原則として、執務室にはサーバなどのシステム関連の重要機器を設置しないこととしており、ファシリティ基盤は一元化されているといえる。その一方で、以下のような問題点を抱えている。

- ・ 今後起こりうる機器増設に対する拡張性のなさ
本市庁舎内のサーバールームの空きスペースは、庁舎により偏りがあるため、今後機器を増設しようとした場合、設置スペースが不足する可能性が高い。
- ・ 情報資産の設置基準への不適合
耐震、電源、空調など、国が提供している情報資産の設置基準を満たしていない可能性が高い。

現庁舎でこれらの問題点を解消するためには、多額の投資を必要とするため、将来的には西東京市のシステム関連の主要機器の iDC 等の民間事業者へのハウジングを検討する。

ただし、当面の間は、庁舎内のサーバールームにて、これらの機器を運用するため、安定的な電源の供給が重要となる。特に、ホストコンピュータをオープン系のサーバにダウンサイジングする際には、サーバ機器等の数が増加するため、現状のように個別のサーバごとに UPS²³を導入するのではなく、大型 UPS による電源供給の最適化も検討する。

(3) 外部ネットワークとの接続基盤

インターネット

接続環境は現在も一元化されている(かつ、庁内環境としては各種業務システムのネットワークとは論理的に分離されている)。

現在の利用環境は、フロアに一台設置した端末から接続可能となっているが、将来的には、一人一台配備されている庁内ネットワーク用端末から接続することにより、職員の業務効率化、インターネット接続用端末のコスト削減が可能となる。

LGWAN

LGWANは、公的個人認証による電子証明書申請受付や庁内ネットワーク用端末で利用できる仕組みとなっており、LGWANへの接続環境は一元化されている。また、今後は、東京電子自治体共同運営サービスの電

²³ Uninterruptible Power Systems 無停電電源装置。停電や電源変動などの電源トラブルが発生した場合、内部バッテリーを電源として、コンピュータや周辺機器等の負荷に電源を供給する装置。

子申請システムや電子調達システムの利用を拡大していく必要があるため、L G W A N への接続環境が必要な職員に対して順次利用環境を提供していく(大きな問題はない)。

電子決済

MPN²⁴、コンビニ収納、カード決済(クレジットカード、プリペイドカードなど)について、東京電子自治体共同運営サービスの電子申請システムの活用、および eLTAX の導入などに関する方針の検討とあわせて、検討を進める。

(4) 共通機能

職員ポータル・認証

職員各自が担当する業務に関するシステムへのアクセスを容易にする仕組みを導入することによって、業務の効率化を図る。具体的には SSO(シングルサインオン)環境を職員ポータル機能として共通基盤内に構築し、各システムへのアクセスは職員ポータル機能を通じて行うこととするような環境が想定される。このような仕組みを導入することによって、職員の各システムへのアクセス権限の管理を厳密に行うことが可能となる。

運用・管理機能

庁内ネットワーク上で稼動する各システムに対して、サーバ運用管理、ネットワーク運用管理、端末運用管理、セキュリティ管理などを実施するための機能である。

当該機能を共通機能として整備することによって、運用・管理システムに係る重複投資をなくすることができる他、トータルセキュリティの実現、運用・管理業務の共通サービス化を実現することができる。

決裁機能

庁内の決裁を電子化、一元化するための機能である。

決裁機能を共通機能として導入することにより、ペーパーレス化、決裁の迅速化、発生源入力による庶務担当者の負荷軽減などを図る。

統合連携機能

住民記録連携、宛名連携、組織・職員情報連携など、複数のシステムで共通的に利用する情報のやり取りを制御する機能である。

GIS

庁内の地図データを一元化し、かつ各種情報(地図上の座標、数値や画像データ等)と統合管理するシステムであり、地図上に情報を手軽に分かりやすくマッピングしたり、高度な分析を可能にしたりする仕組みである。

GIS を共通機能として導入することにより、地図に関する重複投資の削減、住民サービスの向上、事務の効率化等を図ることができる。

ただし、現状では、十分な費用対効果が得られるかどうかの検証ができていないため、今後、継続的に利用ニーズを把握し、十分な費用対効果が期待できる状況を確認してから、整備方法を具体的に検討する必要がある。

²⁴ Multi Payment Network 金融機関と収納機関をネットワークで結び、利用者がインターネットやコンビニエンスストア、ATM、電話等を利用して公共料金等の支払いを行うことができる仕組みのこと。MPN では、支払い情報が即時に収納機関に通知される。

(5) 共通サービス

現状では、各種システムの運用や保守に関する業務は、ホストやネットワークについては情報推進課(または当該業務の受託事業者)が、その他のシステムについては業務主管課(または当該システムの保守事業者)が実施している。しかしながら、システムの運用業務は、単純作業やITに関する専門知識を必要とするものが多く、本市の職員が実施すべき本来業務とは言えない。

ヘルプデスク

現在、個別の業務システムごとに保守の一環としての問い合わせ対応の契約を行っている。しかしながら、ネットワークや端末を一元化している環境において、一般的に最も多い障害対応について、個別の業務システム事業者では障害の切り分けを行うことは困難である。

したがって、将来的には、庁内のシステム全般に渡るヘルプデスク(システムに関する問い合わせ対応窓口を一本化したもの)を導入することによって以下のようなメリットを享受できるため、一括でのアウトソーシングを検討する。

- ・ 情報推進課の負荷が軽減される。
- ・ 障害の切り分けを迅速に行うことができるため、障害対応時間が短縮できる。

運用業務、印刷等業務、資料整理等業務、データ作成業務

運用業務(運用・管理機能を利用したシステム監視・管理、データ保全(バックアップ等)、単純なオペレーションなど)、印刷等業務(様式や帳票の大量印刷、ブックング・シーラー、封入・封緘業務等)、資料整理等業務(成果品・帳票仕分け、成果品検算等の業務)、データ作成業務(データ入力、OCR²⁵帳票読取等の業務)について、現在、業務主管課ごとに職員が実施したり、個別に事業者への発注をしている。しかしながら、そのほとんどの業務は単純作業であり、職員の本来業務とはいえない。

したがって、将来的にはアウトソーシングする基準を定め、基準を満たす業務については積極的にアウトソーシングを図っていく。

また、当該業務のほとんどは、各種システム特有の知識を必要としないので、一括でアウトソーシングすることにより、業務の繁閑を吸収し作業負荷の平準化を図る。

SLA²⁶モニタリング

近年、システム関連業務のアウトソーシングが普及するにしがたい、SLA を伴う契約が推奨されるようになってきている(詳細は、以下の資料を参照)。

- ・ 公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドライン(総務省、平成15年3月)
- ・ 情報システムに係る政府調達へのSLA導入ガイドライン(平成16年3月、独立行政法人情報処理推進機構)

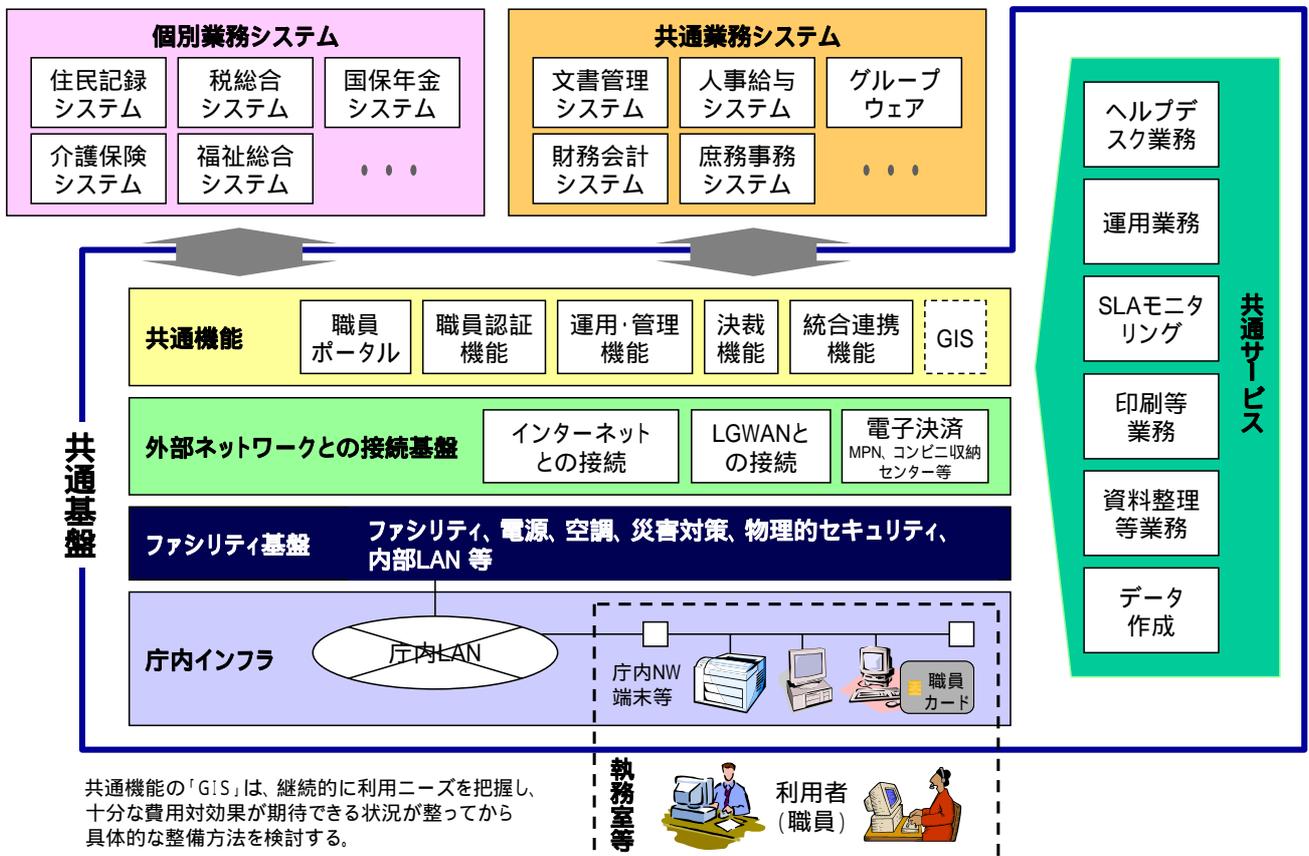
今後、本市においても、システム関連業務のアウトソーシングの範囲を拡大していくにあたり、SLA を伴う契約を締結することが重要となる。その際、の共通サービスに関する運用報告が、サービスごとに一本化されるほか、SLA モニタリング結果の取りまとめ及び報告等業務を一本化することで、共通サービスのアウトソーシング

²⁵ Optical Character Reader 手書き文字や印字された文字を光学的に読み取り、前もって記憶されたパターンとの照合により文字を特定し、文字データを入力する装置。

²⁶ Service Level Agreement 情報システムの構築・運用事業者が、提供するシステムやサービスの品質を保証するために顧客と締結する契約のこと。契約には、各種の保証項目に加えて、それらを実現できなかった際の罰則規定(利用料金の減額等)が設定されることもある。

を管理監督する職員の負担を軽減することが可能となる。

特に、SLA モニタリングは、専用のツール(ウェブ管理ツールなど)を用いて実施するため、SLA の計測を行うシステム、およびその運用は一元化することで低コスト化を図ることができるため、一括でアウトソーシングする。



図表 10 共通基盤構築による全体最適化のイメージ

6.2. 既存情報システムの整理分類手順

6.2.1. 考え方

「4.情報システム最適化に向けた改善方針」及び「5.情報システム最適化シナリオ」を受け、以下の5つの原則にそって既存情報システムを計画的に再構築していく。

- ・ 既存情報システムを再構築する際は、新たに構築する共通基盤の共通機能を利用する。
- ・ 多くの職員がともに利用し、共通機能や他情報システムとの連携が密な内部事務系の情報システムを、共通業務システムと位置づけ、共通基盤と同時に先行的に構築する。
- ・ ホストコンピュータ上で稼動する情報システムは、オープン系システムにより再構築する。
- ・ 共通業務システムや共通基盤を利用する情報システムの再構築または改修時には、業務・システム最適化の観点から、業務改善を踏まえた機能改善を実施する。
- ・ 業務内容や技術動向を加味し、統合パッケージの活用が効果的な場合には、現行複数の情報システムであっても一体的に再構築する。

上記原則のもと、既存情報システムを6つの分類に整理するものとした。各分類の概略と考え方は以下のとおりである。

図表 11 情報システムの分類の考え方

分類		概要	考え方
継続	継続 (現状維持)	現行の情報システムの機能を維持し、継続利用するもの	・ 本市独自に再構築の判断ができない、もしくは効率的でない情報システムや、比較的最近導入され、障害発生等のリスクも低い情報システムは、継続とする。
	継続 (機能改善)	現行の情報システムの機能を改善し、継続利用するもの	・ 継続とする情報システムのうち、現行機能に対して、利用者の満足度が高いものは現状維持とするが、現行機能に対して、利用者の満足度が低いものは機能を改善する他、共通業務システムや共通基盤の共通機能等と重複する機能を有する情報システムについては、それらとの連携に必要な機能改善を実施する。
包括的再構築	包括的再構築 (機能改善)	共通基盤の共通機能等を利用するほか、業務との適合性を高めるべく機能を改善し、再構築するもの	・ ホストコンピュータ上で稼動する情報システム、共通業務システムや共通基盤と重複する機能を有する情報システム(ともに比較的最近導入されたものや他システムとネットワークを共用することが望ましくない情報システムを除く)については、共通基盤を利用することを前提とした包括的な再構築を実施する。
	包括的再構築 (機能縮小)	共通基盤の共通機能等を利用することから、重複機能の縮小を中心に機能改善し、再構築するもの	・ 包括的再構築を実施する情報システムのうち、共通基盤と重複する機能を有する情報システムについては、重複する機能を構築しないことから機能縮小と位置づけ、その他については機能改善を実施する。

分類		概要	考え方
個別的再構築	個別的再構築 (機能改善)	共通基盤と連携せずに、当該情報システムの機能を改善し、再構築するもの	・ 共通業務、もしくは共通基盤の共通機能等と重複する機能を有しない、もしくは他システムとネットワークを共用することが望ましくない情報システムについては、業務・システム最適化の観点から、業務改善を踏まえた機能改善を実施の上、再構築する。
廃止		当該情報システムを廃止するもの	・ 既存の情報システムが提供するサービスの必要性・有効性が低いと判断したものについては、廃止する。

また、包括的または個別的に再構築する情報システムについては、以下の考え方にそって再構築時期を設定する。

- ・ 共通業務システムを優先し共通基盤と同時に平成 21 年度に再構築し、翌年度(平成 22 年度)に現在ホストコンピュータ上で稼動する情報システムを再構築する。
- ・ 上記以外の情報システムについては、機器・システムのリースアップ時期を目処に再構築する。ただし、包括的に再構築するものについては、共通基盤構築の翌年度(平成 22 年度)以降の構築とする。
- ・ 再構築時期前に機器・システムのリースアップを迎える場合は、再構築時期までは再リースで対応する。
- ・ 廃止のものは平成 19 年度以降早急に廃止する。

6.2.2. 手順と分類結果

(1) 分類手順

平成 18 年 9 月に実施した、「情報システム現状調査」の調査結果等を元に、以下の流れにそって、既存情報システムの第一次分類を実施した(分類手順の詳細は「別紙 1 情報システムの分類基準」を参照)。

図表 12 情報システムの第 1 次分類の手順

	ステップ	目的	方針	種別
1	整理分類対象に関する分類	整理分類対象とする情報システムを抽出すること	市の判断で更新・継続・廃止等の決定ができない、もしくは市の判断で更新・継続・廃止等することが効率的でない情報システムは整理分類対象外とする。	・ 整理分類対象外 ・ 整理分類対象
2	整理分類手順の違いに関する分類	整理分類の手順の違いに応じて、情報システムを区分すること	全体最適化後の全体像を踏まえ、現在ホストコンピュータ上で稼動している情報システム、共通業務システム、共通基盤の共通機能や電子決済と重複する機能を有する情報システムを区分しておく。	・ ホストコンピュータ上で稼動する情報システム ・ 共通業務システム ・ 共通機能と重複する機能を有する情報システム ・ その他の情報システム

	ステップ	目的	方針	種別
3	機器・システムの継続性に関する分類	機器・システムの継続性を判断すること	運用開始時期が古いもの()、運用開始時期が新しくても障害が多いもの(導入後1年程度のもの()を除く)は機器・システムの入替えを行うものとする。 ()平成12年度の合併以前に導入されたものをさす。ただし、共通業務システムについてのみ平成17年度以前のもの()をさす。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の機器・システムの継続利用 ・ 現行の機器・システムの入替え ・ 現行の機器・システムの廃止
4	機能改修レベルに関する分類	機能改修レベルを整理すること	機器・システムを入れ替えるもののうち、共通機能と重複する機能がないものは機能改善とし、共通機能と重複する機能があるものは当該機能の利用をやめ機能縮小とする(ただし、その他機能に関する機能改善は実施する)。 機器・システムを継続するもののうち、共通業務システムや、共通機能と重複する機能を有する情報システムについては、共通機能との連携が必要であるため機能改善とし、その他のものについては、有用性(業務に対するシステム化範囲や操作性)が低い場合は、機能改善(ただし、必要に応じて一部機能を縮小する)とし、それ以外は現状維持とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状維持 ・ 機能縮小 ・ 機能改善
5	包括的再構築範囲に関する分類	包括的再構築/個別的再構築を区分すること	現行の機器・システムの入替え時には、共通機能の利用を原則とする(包括的再構築)。ただし、共通業務システム、ホストコンピュータ上で稼動する情報システム以外の情報システムで、庁内LANまたはホスト(オンライン)ネットワークを利用しない場合のみ、個別的再構築とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的再構築 ・ 個別的再構築

上記分類後により再構築効果を高めるべく、以下の2つの視点から分類結果を調整した。

- ・ 業務内容や技術動向を加味し、統合パッケージの活用が効果的な場合には、現行複数の情報システムであっても一体的に再構築するという原則にそって、図表13の情報システムについては、一体的に再構築するものとした。
- ・ 再構築時期と前後して、実施が見込まれる大規模な制度改正の影響を受け、改修が必要となると想定される情報システムについては、制度改正時期や共通基盤や他システムの再構築時期を加味し、再構築時期を調整した(図表14)。

また、ステップ2において「その他の情報システム」に分類した情報システムについては、業務主管部署との調整の結果、庁内LANまたはホスト(オンライン)ネットワークを利用しないものとし、すべて個別的再構築とした。

図表 13 再構築後の情報システムの単位

既存の情報システムの単位	再構築後の情報システムの単位
行政基本オンラインシステム	住民情報システム
宛名管理システム	
住民記録オンラインシステム	
印鑑登録オンラインシステム	
外国人登録オンラインシステム	
住民記録オンラインシステム(選挙人管理システム)	
市・都民税オンラインシステム	
軽自動車税オンラインシステム	
法人市民税システム	
課税資料イメージシステム	
固定資産税オンラインシステム	
収納オンラインシステム	
国民健康保険資格・賦課・収納システム	
国保給付システム	
国民年金オンラインシステム	
老人保健オンラインシステム	
財務会計システム(予算編成)	
財務会計システム(決算統計)	
起債管理システム	
財務会計システム(財産管理)	
財務会計システム(備品管理)	
財務会計システム(執行管理・金銭会計)	
自動読取システム	
財務会計システム(契約管理)	人給・庶務事務システム()
経路検索システム	
人事給与システム	福祉総合システム(介護保険)
介護保険システム	
介護支援システム	
障害者支援費支給管理システム	福祉総合システム(児童福祉)
児童(扶養)手当等オンラインシステム	
保育・学童システム	

() 現在、庶務事務については、文書管理システムの一部機能として、休暇申請、超過勤務申請がシステム化されているが、庶務事務システムとして独立したものは存在しない。経路検索システム、人事給与システムの再構築時に、庶務事務部分についても加えた統合パッケージを採用するものとしている。

図表 14 制度改正を加味して再構築時期等を調整した情報システム

既存情報システム	制度改正	再構築方法	再構築単位・時期
国民健康保険資格・賦課・収納システム	医療制度 ・ 平成 20 年 4 月 ・ 70 歳～74 歳の高齢者負担割合変更に伴う給付割合変更、乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大に伴う年齢判定変更、後期高齢者医療制度創設に伴う諸変更。	平成 20 年 4 月の制度改正には現行システムの改修で対応し、共通基盤稼動後(平成 22 年度)に再構築する。	住民情報システム 平成 22 年度
国保給付システム			
老人保健オンラインシステム			
国民年金オンラインシステム	年金制度 ・ 平成 21 年 4 月 ・ 短時間労働者、公的年金の一元化、支給開始年齢見直し等。		
介護保険システム	介護保険制度 ・ 平成 21 年 4 月 ・ 第 4 次事業計画に伴う介護保険料変更(3年に 1 回)、障害者自立支援は介護保険との統合が検討中。	平成 21 年 4 月の制度改正には、再構築した情報システムで対応する。	福祉総合システム (介護保険) 平成 21 年 4 月
介護支援システム			
障害者支援費支給管理システム			

(2) 分類結果（概略）

分類結果の概略をまとめる。

- ・ 現在 76 ある既存情報システムのうち、31 システムを継続、43 システムを再構築、2 システムを廃止と分類した。
- ・ 再構築対象となる 43 システムのうち、包括的再構築については、平成 21 年度に再構築するものが 15 システム、平成 22 年度に再構築するものが 19 システムであり、個別的再構築については、現行機器・システムのリースアップ時期に再構築するものが 9 システムである。

図表 15 情報システムの分類結果(概略)

分類	再構築時期	該当する情報システム数
継続(現状維持)	-	13
継続(機能改善)	-	18
包括的再構築(機能改善)	平成 21 年度 共通業務システム	12
	平成 22 年度 ホストコンピュータ、またはホストコンピュータと連携するもの	17
包括的再構築(機能縮小)	平成 21 年 4 月 大規模な制度改正時期と合わせるもの	3
	平成 22 年度 ホストコンピュータと連携するもの	2
個別的再構築(機能改善)	現行機器・システムのリースアップ時期	9
廃止	平成 19 年度以降早急な時期	2

(3) 分類結果（情報システム別）

既存の情報システムごとの分類結果（再構築単位、分類、再構築時期等）は以下のとおりである。

図表 16 情報システムの分類結果(情報システム別)

業務主管部署		情報システム	分類結果				
			再構築単位(1)	分類	再構築時期	補足事項(2)	
企画部	企画課	官庁速報システム	-	廃止	平成 19 年度以降 早急な時期	-	
	財政課	財務会計システム (予算編成)	財務会計システム		包括的再構築 (機能改善)	平成 21 年度	-
		財務会計システム (決算統計)			包括的再構築 (機能改善)	平成 21 年度	-
		起債管理システム			包括的再構築 (機能改善)	平成 21 年度	-
	広報広聴課	ホームページ関連 システム	-		継続(機能改善)	-	-
		広報紙編集システ ム	-		個別的再構築 (機能改善)	平成 22 年 12 月	-
	情報推進課	システムログ、パッ チ配信システム	-		継続(機能改善)	-	-
		入退室管理システ ム	-		継続(現状維持)	-	-
		行政基本オンライン システム	住民情報システム		包括的再構築 (機能改善)	平成 22 年度	-
		宛名管理システム			包括的再構築 (機能改善)	平成 22 年度	-
		グループウェア	-		包括的再構築 (機能改善)	平成 21 年度	-
		地理情報システム	-		継続(現状維持)	-	-
		経路検索システム	人事・庶務事務シス テム		包括的再構築 (機能改善)	平成 21 年度	-
		映像配信システム	-		継続(機能改善)	-	-
		公共施設予約管理 システム	-		継続(機能改善)	-	-
電子申請システム	-		継続(現状維持)	-	-		
総務部	管財課	財務会計システム (財産管理)	財務会計システム	包括的再構築 (機能改善)	平成 21 年度	-	
	文書課	文書管理・電子決 裁・情報公開システ ム	文書管理・情報公 開システム	包括的再構築 (機能改善)	平成 21 年度	-	
		例規検索システム	-		個別的再構築 (機能改善)	平成 19 年 4 月	-
	職員課	人事給与システム	人事・庶務事務シス テム	包括的再構築 (機能改善)	平成 21 年度	-	
	建築営繕課	建築設計積算シス テム	-		継続(現状維持)	-	-
総務部	契約課	財務会計システム (契約管理)	-		包括的再構築 (機能改善)	平成 21 年度	-

業務主管部署		情報システム	分類結果				
			再構築単位(1)	分類	再構築時期	補足事項(2)	
		電子調達システム	-	継続(現状維持)	-	-	
税務部	市民税課	市・都民税オンラインシステム	住民情報システム	包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	-	
		軽自動車税オンラインシステム		包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	-	
		法人市民税システム		包括的再構築(機能縮小)	平成 22 年度	-	
		課税資料イメージシステム		包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	-	
	資産税課	固定資産税オンラインシステム		包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	-	
		固定資産路線価評定システム		個別的再構築(機能改善)	平成 19 年 7 月	-	
		家屋評価システム		個別的再構築(機能改善)	平成 19 年 4 月	-	
	納税課	収納オンラインシステム		住民情報システム	包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	-
		収納支援システム			包括的再構築(機能縮小)	平成 22 年度	・住民情報システムの再構築と時期を合わせて再構築する。
	市民生活部	産業振興課		中小企業従業員退職金等福祉共済システム	-	廃止	平成 26 年度
農地等情報管理システム			-	継続(現状維持)	-	-	
市民課		住民記録オンラインシステム	住民情報システム	包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	-	
		印鑑登録オンラインシステム		包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	-	
		外国人登録オンラインシステム		包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	-	
		戸籍総合処理システム	-	継続(機能改善)	-	-	
		住民票等自動交付機システム	-	継続(機能改善)	-	・住民情報システムの再構築時(平成 22 年度)は住民情報システムとの連携機能を追加する。	
		住民基本台帳ネットワークシステム	-	継続(現状維持)	-	-	
		公的個人認証システム	-	継続(現状維持)	-	-	
市民生活部		保険年金課	国民健康保険資格・賦課・収納システム	住民情報システム	包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	・平成 20 年 4 月の医療制度改正には現行システムの改修で対応する。

業務主管部署		情報システム	分類結果			
			再構築単位(1)	分類	再構築時期	補足事項(2)
		国保給付システム		包括的再構築 (機能改善)	平成 22 年度	・平成 20 年 4 月の医療制度改正には現行システムの改修で対応する。
		国民年金オンラインシステム		包括的再構築 (機能改善)	平成 22 年度	・平成 21 年 4 月の年金制度改正には現行システムの改修で対応する。
		画像レセプト情報管理システム	-	継続(現状維持)	-	-
		コクホラインシステム	-	継続(現状維持)	-	-
環境防災部	環境保全課	畜犬管理システム		個別的再構築 (機能改善)	平成 21 年 4 月	-
保健福祉部	高齢者支援課	老人保健オンラインシステム	住民情報システム	包括的再構築 (機能改善)	平成 22 年度	・平成 20 年 4 月の医療制度改正には現行システムの改修で対応する。
		介護保険システム	福祉総合システム (介護保険)	包括的再構築 (機能縮小)	平成 21 年 4 月	・平成 21 年 4 月の介護保険制度改正には、再構築した情報システムで対応する。 ・住民情報システム(住民情報)の再構築時は住民情報システムとの連携機能を追加する。
		地域包括支援センターシステム	-	継続(機能改善)	-	-
		介護支援システム	福祉総合システム (介護保険)	包括的再構築 (機能縮小)	平成 21 年 4 月	・平成 21 年 4 月の介護保険制度改正には、再構築した情報システムで対応する。
	障害福祉課	障害者支援費支給管理システム	福祉総合システム (介護保険)	包括的再構築 (機能縮小)	平成 21 年 4 月	・平成 21 年 4 月の介護保険制度改正に伴い、障害者自立支援は介護保険との統合が検討中であり、平成 21 年 4 月に「福祉総合システム(介護保険)」として一体的に再構築する。
		障害者保健福祉台帳システム	-	継続(機能改善)	-	-
	生活福祉課	生活保護システム及び福祉資金貸付システム	-	継続(機能改善)	-	-
	健康推進課	健康情報システム	-	継続(機能改善)	-	-
児童青少年部	子育て支援課	児童(扶養)手当等オンラインシステム	福祉総合システム (児童福祉)	包括的再構築 (機能改善)	平成 22 年度	-
	保育課	保育・学童システム		包括的再構築 (機能改善)	平成 22 年度	-
都市整備部	道路管理課	土木積算システム	-	継続(機能改善)	-	-

業務主管部署		情報システム	分類結果			
			再構築単位(1)	分類	再構築時期	補足事項(2)
	交通計画課	道路管理システム	-	継続(機能改善)	-	-
		放置自転車管理システム	-	継続(機能改善)	-	-
	下水道課	下水道維持管理ファイルシステム	-	継続(現状維持)	-	-
		下水道積算システム	-	継続(機能改善)	-	-
会計課		財務会計システム(備品管理)	財務会計システム	包括的再構築(機能改善)	平成 21 年度	-
		財務会計システム(執行管理・金銭会計)		包括的再構築(機能改善)	平成 21 年度	-
		自動読取システム		包括的再構築(機能改善)	平成 21 年度	-
議会事務局		会議録検索システム		個別的再構築(機能改善)	平成 20 年 8 月	-
		議員履歴管理システム		個別的再構築(機能改善)	平成 20 年 8 月	-
学校教育部	教育庶務課	施設台帳管理システム	-	継続(現状維持)	-	-
	学務課	就学管理・就学援助システム		個別的再構築(機能改善)	平成 20 年 10 月	-
	指導課	教育情報センター関連システム	-	継続(機能改善)	-	-
		学習系グループウェア	-	継続(現状維持)	-	-
		ソフト配信システム	-	継続(機能改善)	-	-
生涯学習部	図書館	図書管理システム	-	継続(機能改善)	-	-
		図書館音声応答システム	-	継続(機能改善)	-	-
選挙管理委員会事務局		選挙人管理システム	住民情報システム	包括的再構築(機能改善)	平成 22 年度	-
		選挙投票管理システム		個別的再構築(機能改善)	平成 21 年 4 月	-

(1) 既存の情報システムと同一単位の場合は 印を、複数の既存の情報システムを一体的に構築するものについては再構築後の単位での名称を記載。

(2) 再構築における他システムとの関係や大規模な制度改正に関する対応方法に関する補足事項を記載。

6.2.3. 再構築における留意事項

今後、上記の分類結果にそって、既存情報システムを計画的に再構築していくこととするが、その際の留意事項等を、分類ごとに整理しておく。

(1) 継続対象システムの業務改善点

今回の再構築対象期間において継続と判断された情報システムについても、必要な個別機能の改善を行うとともに、将来的には共通基盤における共通機能の利用による業務改善を実施するものとする。

- ・ 当該機器・システムを再リースする際のリース期間は、共通基盤における共通機能との連携時期を見据え判断すること
- ・ 共通基盤における共通機能構築後は、共通機能の利用による当該システムの機能縮小にかかる改修費用を調査し、改修費用が比較的低額である場合には(Web アプリケーションのもの等)、必要な改修を実施し、共通機能と連携すること

なお、本市独自の判断で再構築できない、もしくは独自に再構築することが効率的でない情報システムであっても、毎年の運用・保守費用を支出しているものについては、当該情報システムの必要性について、再検討するものとする。

(2) 包括的再構築対象システムの再構築にかかる留意点

包括的に再構築する情報システムにおいては、共通基盤の共通機能と連携する他、統合的なパッケージを活用し一体的に再構築するものも多いため、再構築時は以下の点に留意する必要がある。

- ・ 共通基盤における共通機能との連携方法や重複機能の有無等について、共通機能の構築作業と随時連携して検討を行うこと
- ・ 統合的なパッケージを活用し一体的に再構築するものは、統合パッケージの対象業務全体の最適化に留意する他、業務主管部署が複数部署にまたぐ場合は、関連部署間での検討・調整を十分に行うこと

(3) 個別的再構築対象システムの再構築にかかる留意点

共通基盤の共通機能との連携が不要と判断された情報システムについても、現行のシステム化対象範囲の業務のみならず、現行手作業の業務についてもそのシステム化の要否(問題点・課題やシステム化の効果等)を検討するものとする。

(4) 廃止対象システムの廃止にかかる留意点

当該情報システムの廃止に際しては、廃止理由、時期を利用者に十分周知するほか、廃止による費用削減効果等についても明確にし、利用効果が低い情報システムの廃止を今後も推進するものとする。

6.3. 情報システムの構築・運用体制の整備

「4.情報システム最適化に向けた改善方針」及び「5.情報システム最適化シナリオ」を受け、本市における情報システムの最適化を推進する上での、情報システムの構築・運用体制に関して、以下の2点の観点から整理を行った。

- 庁内の体制と役割分担
- アウトソーシングする範囲及び調達方法

6.3.1. 庁内の体制と役割分担

本市における情報システムの最適化を推進する上での、庁内の体制整備に向けての具体的な取組みとして、以下の3点について検討する。

統括・統制等の機能の整備

高度なIT知識やプロジェクトマネジメント能力を活かして、CIOを補佐するCIO補佐官の導入及び、全庁的な情報システムの最適化を統制するためのプロジェクトマネジメントオフィス(PMO)または全庁横断的な委員会組織を設置し、一元的な情報の集約、その情報の評価とそれに基づく意思決定の権限を付与する。

情報システム構築・運用ガイドライン等の作成による調達プロセスの負荷軽減

各部署において、情報システムを導入・再構築する際の、調達プロセスの負荷を軽減するため、調達プロセスの各段階における、庁内の役割分担や情報の流れ、調達の際に必要なとされる成果物の体系や具体的な様式等を取りまとめた、情報システム構築・運用ガイドラインを作成する。

情報システムの導入・再構築を行う部署への支援機能の整備

情報システムに関する専門的な知識やノウハウが不足しがちな業務主管課に対して、調達プロセスの進捗管理と技術の両面から支援する体制を整備する。

また、これらの取組みを実現するためには、以下に示すような組織体制上の機能整備を検討する。

図表 17 組織体制上の機能とその概要

組織体制上の機能	機能の概要
統括機能	本市の情報システムの最適化に関して統括する
統制機能	統括機能をサポートし、情報システムの最適化に関する企画、管理及び関係者との調整といった、最適化の統制を主管する
全庁横断的意思決定機能	情報システムの最適化に関して全庁的な意思決定を実施する
技術支援機能	情報システムの構築・運用を行う各部署に対して、主として技術面に関する支援を実施する
プロジェクトマネジメント支援機能	情報システムの構築・運用を行う各部署に対して、主として調達プロセスの進捗管理や品質管理に関する支援を実施する
情報システムの構築・運用実施機能	情報システムの構築・運用に関する調達を主管する
予算審査機能	情報システムの構築・運用を行う各部署に対して、予算審査を実施する
契約管理機能	情報システムの構築・運用に関する契約管理を実施する
個人情報保護制度適正運用機能	西東京市個人情報保護条例に準拠した個人情報の適正運用を実施する

そして、図表 17 に示した組織体制上の機能に対する、現行または将来的な本市の庁内組織における役割分担は、以下のようになることが想定される。

図表 18 現行または将来的な庁内の体制と役割分担

組織体制上の機能	庁内組織	組織の特徴・役割
統括機能	CIO (助役)	・本市の最高情報責任者
	CIO 補佐官 現在存在せず	・情報政策専門員や任期付職員、CIO 補佐官の派遣委託等を活用することを検討中
統制機能	情報推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの最適化を統制するための PMO ・情報システムの最適化における、企画、計画及び管理の統制を主管し、CIO、CIO 補佐官をサポートする ・情報システムに関する全庁的なセキュリティ方針の維持・管理を行う ・最適化計画と各部署が個別に実施する情報システムの再構築の整合性確保を行う
全庁横断的意思決定機能	西東京市情報化推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・助役を本部長とし、各部長で構成する会議であり、情報政策における市の事実上の決定機関 ・推進本部の下に部会や情報システム等審査選定委員会が設置される
	(仮称)最適化推進部会 現在存在せず	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの最適化に際して適宜設置される非定常的な組織(事務局は、情報推進課) ・情報システムの最適化に関する全庁的な意思決定を実施 ・情報システムの新規導入・再構築に関する構想、計画、調達内容等に関するレビュー及び承認を行う ・情報システムの規模等により、必要に応じて、下部組織の WG 等を設置し、検討結果の確認及び承認を行う
	情報システム等審査選定委員会	・情報システムの新規導入・再構築に関する調達を実施する際に、事業者の選定基準の策定、選定及び審査選定に関し必要な事項を実施する。
技術支援機能	情報推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務主管課が情報システムの新規導入・再構築を行う際に、共通基盤との連携仕様やハードウェアの分離調達に関する仕様の策定など、主として技術面に関する支援を実施する ・全庁的なセキュリティ管理を主管する ・庁内システム全体の情報連携に係る調整を実施する ・庁内システム全体の機能連携に係る調整を実施する
プロジェクトマネジメント支援機能	情報推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁で活用可能な情報システム構築・運用ガイドライン等を作成する(情報システムの調達に関する標準ルール、各種資料等の雛形・様式作成等も含む) ・業務主管課が情報システムの新規導入・再構築を行う際に、

組織体制上の機能	庁内組織	組織の特徴・役割
		主として調達プロセスの進捗管理や品質管理に関する支援を実施する
情報システムの構築・運用実施機能	システム主管課	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、情報システム化の対象となる業務を主管する業務担当課(業務主管課)がシステム主管課となる ・ただし、全庁的に利用されており、業務主管課が存在しないような情報システムについては、情報推進課がシステム主管課となる ・また、共通基盤及び行政基本オンラインシステムのように、これまでホストコンピュータ上で運用されており、多くのシステムとの連携が必要な情報システムについても、情報推進課がシステム主管課となる ・情報システムの構築・運用(計画立案/予算要求/調達仕様策定/調達/設計・開発/運用・保守)を主管する ・情報システムの構築・運用において、業務担当課の取りまとめ、アウトソーサーの管理監督(アウトソーサーとの委託内容の調整、進捗管理・品質管理・課題事項管理、作業実績管理)を実施する ・情報システムに対するセキュリティ管理を主管する
	業務担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを利用して業務処理を実施する部署 ・業務実施に係わるシステムへの要求仕様の検討 ・システム機能の活用により効率化された業務の流れの策定(新業務フロー) ・新業務フローを実現するための事務要領、各種様式等の改定 ・アウトソーサーが作成する画面サンプル等によるシステム機能(新業務フロー)の検証
予算審査機能	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの構築・運用に関する予算審査を実施する(仕様書、見積書等の記載項目及び内容の妥当性の検証、見積書の積算根拠(過去の作業実績等)の確認など)
契約管理機能	契約課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの構築・運用に関する契約管理を実施する(アウトソーサーに求める成果物の種類及び内容の確認など)
個人情報保護制度適正運用機能	個人情報保護審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保管・収集・目的外利用・外部提供の諮問答申 ・回線の結合・遮断の報告

すなわち、将来的な庁内の体制整備に向けたポイントは以下のとおりである。

- ・ 統括機能を実現するため、現在、本市には設置されていない CIO 補佐官の設置に関して検討する

- 統制機能を実現するため、情報推進課が、情報システムの最適化を統制するためのPMOとなり、CIO、CIO 補佐官をサポートする
- 全庁横断的意思決定機能として、(仮称)最適化推進部会を適宜設置する
- 情報推進課は、情報システムの最適化に向けて、全庁に対する技術支援の役割を兼務する
- 情報推進課は、情報システムの最適化に向けて、全庁に対するプロジェクトマネジメント支援の役割を兼務する

また、情報システムの最適化を推進する際の、これら現行または将来的な本市の庁内組織と、情報システムの構築・運用プロセス(計画立案 / 予算要求 / 調達仕様策定 / 調達 / 設計・開発 / 運用・保守 / 審議会)との関係は、以下のように整理される。

図表 19 庁内組織と情報システムの構築・運用プロセスとの関係

庁内組織	情報システムの構築・運用プロセス						
	計画立案	予算要求	調達仕様策定	調達	設計・開発	運用・保守	審議
CIO(助役)							
CIO 補佐官							
西東京市情報化推進本部							
(仮称)最適化推進部会							
情報システム等審査選定委員会							
情報推進課							
システム主管課							
業務担当課							
財政課							
契約課							
個人情報保護審議会							

凡例 …… : 関与する、 : 必要に応じて関与する、無印: 関与しない

6.3.2. アウトソーシングする範囲及び調達方法

本市における情報システムの最適化を推進する際には、本市職員が行うべき業務とシステム構築・運用事業者等にアウトソーシングすべき業務とを費用対効果を考慮し、適切に切り分けるべきである。

「4.情報システム最適化に向けた改善方針」及び「5.情報システム最適化シナリオ」において、「共通サービスの一元化・アウトソーシング」として、以下の方針を整理した。

- 職員による判断を必要としない業務処理、その他業務システムを担当する組織の中核的な知識・能力(コアコンピタンス)を要しない業務処理(特に、IT や情報システムの運用管理等)については、アウトソーシングを図る。
- また、これらの中で、複数の部署または業務システムにおいて、類似の作業があれば、それらを部署横断的に一元化し、一括でアウトソーシングすることによって、作業効率の向上が期待できる。

上記の方針を元に、本市における情報システムの構築・運用に関わる各種業務の内、アウトソーシングすべき範囲を以下のように整理する。

図表 20 アウトソーシングすべき範囲

業務の内容
情報システムの全体最適化におけるコンサルティング ・情報システム最適化事業の推進支援、情報システム構築・運用ガイドライン等の作成支援 など
情報システムの再構築におけるシステム主管課へのコンサルティング ・情報システムの要求仕様書等の策定支援、情報システムの構築・運用におけるプロジェクト管理支援 など
共通基盤(共通機能)の構築
共通基盤(共通機能)の保守 ・パッケージ保守、アプリケーション保守、セキュリティパッチ等適用、障害対応(一次切り分け以降) など
共通基盤(共通機能)の機能追加・改修 ・アプリケーションの機能追加・改修 など
個別業務システムの構築
個別業務システムの保守 ・パッケージ保守、アプリケーション保守、セキュリティパッチ等適用、障害対応(一次切り分け以降) など
個別業務システムの機能追加・改修 ・アプリケーションの機能追加・改修 など
ハードウェア・ネットワーク機器等の設置・保守
共通サービス ・ヘルプデスク(システム等に関する研修、教育、訓練等も含む) ・運用管理業務(システム・ネットワーク管理(環境整備、機器管理等、オペレーション)、庁内ネットワーク端末等(共通基盤)の管理、セキュリティパッチ等適用、障害時の一次切り分け等) ・印刷等業務(大量印刷、ブックング・シーラー、封入・封緘業務等) ・データ作成業務(データ入力、OCR、帳票読取等業務) ・資料等整理業務(成果品・帳票等仕分け、成果品検算等の業務) など

また、調達方法に関しては、以下の方針を整理した。

- ハードウェアとソフトウェアの分離調達の推進
- 随意契約から競争入札への移行
- 複数年契約及び複数年分価格の評価の推進

これらの改善方針を受け、情報システムの構築・運用に関わる各種業務のアウトソーシングを行う際の調達方法を以下のように整理する。

- システム構築(共通基盤(共通機能)、個別業務システム)に関しては、運用・保守段階までを含めたライフサイクルコストを評価するため、総合評価方式の一般競争入札とする
- システム構築の際には、極力、汎用パッケージソフトウェア等の活用を行うこととし、それらの汎用パッケージソフトウェア等は購入ではなく、賃貸借とする
- システム(庁内ネットワークや端末等の共通基盤も含む)運用に関しては、保守契約とは分離し、共通サービスにおける、運用管理業務の一部として、システム構築事業者以外も参加可能な一般競争入札とする
- システムのソフトウェア保守及び機能追加・改修(共通基盤(共通機能)、個別業務システム)に関しては、システム構築事業者への特命随意契約とする
- ハードウェア・ネットワーク機器等の設置・保守は、システム構築の契約とは分離し、複数年契約(債務負担行為)を前提とした一般競争入札とする
- 共通サービスはなるべく以下の単位で一括調達(一般競争入札)を行う
 - ・ヘルプデスク、運用管理業務、SLA モニタリング
 - ・印刷等業務
 - ・データ作成業務
 - ・資料整理等業務

これら調達方針を前掲のアウトソーシングすべき業務に当てはめると、以下のように整理される。

図表 21 アウトソーシングに対する調達方法

アウトソーシングする業務	調達方法	契約方法	契約主体
情報システムの全体最適化におけるコンサルティング	公募型企画提案 (随意契約)	業務委託	情報推進課
情報システムの再構築におけるシステム主管課へのコンサルティング	公募型企画提案 (随意契約)	業務委託	システム主管課 (共通基盤は、 情報推進課)
共通基盤(共通機能)の構築	総合評価方式 一般競争入札	業務委託 (パッケージ等は賃貸借)	情報推進課
共通基盤(共通機能)の保守 共通基盤(共通機能)の機能追加・改修	特命随意契約	業務委託	
個別業務システムの構築	総合評価方式 一般競争入札	業務委託 (パッケージ等は賃貸借)	システム主管課

アウトソーシングする業務	調達方法	契約方法	契約主体
個別業務システムの保守	特命随意契約	業務委託	システム主管課
個別業務システムの機能追加・改修			
ハードウェア・ネットワーク機器等の導入・保守	一般競争入札 (債務負担行為)	賃貸借	システム主管課 (共通基盤は、 情報推進課)
共通サービス	一般競争入札	業務委託	情報推進課

7. 再構築スケジュール

7.1. 再構築スケジュールの考え方

「6.2. 既存情報システムの整理分類手順」を受け、平成 19 年度から平成 23 年度にかけて実施する、情報システムの再構築スケジュールに関する考え方を以下に整理する。

7.1.1. 包括的再構築対象の情報システム

「共通基盤における共通機能」を最優先で構築するものとし、これら機能と連携が必要となる、包括的再構築対象の情報システムの再構築を順次実現する(包括的再構築対象の情報システムが保持すべき機能の概要については、「別紙 2 情報システムの機能説明書」を参照)。

- 「共通基盤における共通機能」を最優先で構築するものとし、これらや他システムとの連携が密な内部系の情報システムである「共通業務システム(財務会計システム、グループウェア、人事・庶務事務システム、文書管理・情報公開システム)」とあわせて、平成 19～20 年度にかけて再構築を行う(一部機能は、平成 20 年度中に稼働を開始する)。
- 次に、平成 20～21 年度には、ホストコンピュータの再構築を行う(ホストコンピュータの他、ホストコンピュータと連携しているものや、一体的に再構築するものを含む)。
- ただし、上記再構築時期と前後して、大規模な法制度改正が見込まれる情報システムについては、法制度の改正時期にあわせて、当該システムを再構築する。

7.1.2. 個別的再構築対象の情報システム

個別的再構築対象の情報システムは、現行の機器・システムのリースアップ時期を目処に再構築する。

7.2. 再構築対象システム一覧

「6.2. 既存情報システムの整理分類手順」を受け、再構築対象に整理分類された情報システムの統合範囲及び再構築時期等を以下に示す。

図表 22 再構築対象システム一覧

再構築対象システム	現行の情報システム	業務主管課	分類 1	再構築時期	備考
福祉総合システム (介護保険)	介護保険システム	保健福祉部高齢者支援課	包括的	平成 21 年 4 月	法制度改正への対応
	介護支援システム				
	障害者支援費支給管理システム				
共通基盤における共通機能 (新規構築) ・ 職員ポータル、職員認証機能、運用・管理機能、決裁機能、統合連携機能		企画部情報推進課	包括的	平成 21 年 4 月 (一部機能は、平成 20 年 10 月)	共通機能は最優先で構築
財務会計システム	財務会計システム (予算編成)	企画部財政課	包括的	平成 21 年 4 月 (一部機能は、	共通業務システム

再構築対象システム	現行の情報システム	業務主管課	分類 1	再構築時期	備考
財務会計システム	財務会計システム (決算統計)			平成 20 年 10 月)	
	起債管理システム				
	財務会計システム (財産管理)	総務部管財課			
	財務会計システム (契約管理)	総務部契約課			
	財務会計システム (備品管理)	会計課			
	財務会計システム(執行管理・金銭会計)				
	自動読取システム				
グループウェア		企画部情報推進課	包括的	平成 21 年 4 月 (一部機能は、平成 20 年 10 月)	共通業務システム
人事・庶務事務システム	経路検索システム	企画部情報推進課	包括的	平成 21 年 4 月	共通業務システム
	人事給与システム	総務部職員課			
文書管理・情報公開システム	文書管理・電子決裁・情報公開システム	総務部文書課	包括的	平成 21 年 4 月	共通業務システム
住民情報システム	行政基本オンラインシステム	企画部情報推進課	包括的	平成 22 年 1 月	ホストコンピュータ上で稼働しているシステム
	宛名管理システム	市民生活部市民課			
	住民記録オンラインシステム				
	印鑑登録オンラインシステム				
	外国人登録オンラインシステム	選挙管理委員会事務局			
	選挙人管理システム				
	国民健康保険資格・賦課・収納システム	市民生活部保険年金課			
	国保給付システム				
	国民年金オンラインシステム				
	老人保健オンラインシステム	保健福祉部高齢者支援課			

再構築対象システム	現行の情報システム	業務主管課	分類 1	再構築時期	備考
住民情報システム	市・都民税オンラインシステム	税務部市民税課	包括的	平成 22 年 1 月	ホストコンピュータ上で稼動しているシステム
	軽自動車税オンラインシステム				
	法人市民税システム				
	課税資料イメージシステム				
	固定資産税オンラインシステム	税務部資産税課			
	収納オンラインシステム	税務部納税課			
収納支援システム		税務部納税課	包括的	平成 22 年 1 月	住民情報システムの再構築と時期を合わせて再構築
福祉総合システム (児童福祉)	児童(扶養)手当等オンラインシステム	児童青少年部子育て支援課	包括的	平成 22 年 1 月	ホストコンピュータ上で稼動しているシステム
	保育・学童システム	児童青少年部保育課			
広報紙編集システム		企画部広報広聴課	個別的	平成 22 年 12 月	現行の機器・システムのリースアップ時期を目処に再構築する
例規検索システム		総務部文書課	個別的	平成 19 年 4 月	
固定資産路線価評定システム		税務部資産税課	個別的	平成 19 年 7 月	
家屋評価システム			個別的	平成 19 年 4 月	
畜犬管理システム		環境防災部環境保全課	個別的	平成 21 年 4 月	
会議録検索システム		議会事務局	個別的	平成 20 年 8 月	
議員履歴管理システム			個別的	平成 20 年 8 月	
就学管理・就学援助システム		学校教育部学務課	個別的	平成 20 年 10 月	
選挙投票管理システム		選挙管理委員会事務局	個別的	平成 21 年 4 月	

1 分類の凡例 …… 包括的： 共通基盤の共通機能を利用し、共通基盤との連携を前提に再構築を行うもの

個別的： 共通基盤の共通機能を利用せずに、個別業務システムごとに再構築を行うもの

7.3. 情報システム再構築に向けての庁内での取組み

「6.3. 情報システムの構築・運用体制の整備」を受け、情報システムの再構築を行う際の、庁内での取組みが必要な事項に関して、以下の2つの観点から整理を行った。

- 全体最適化推進に向けての取組み
- システムごとの再構築の実施

7.3.1. 全体最適化推進に向けての取組み

情報システムの再構築の際に、本市全体としての最適化を実現するために、以下の取組みを行う。

- 全体最適化に向けた庁内体制の整備、全庁的なプロジェクト管理
CIO補佐官の導入、全庁的な統制機能を実現するためのプロジェクトマネジメントオフィス(PMO)、(仮称)最適化推進部会などの体制を整備する。
また、情報システムの再構築の際に、業務主管課に対する調達プロセスの進捗管理と技術の両面からの支援体制を整備する。
これらの庁内体制を整備した上で、システムごとの再構築プロジェクト間の調整及び全体最適化に向けた統制などのプロジェクト管理を実施していく。
- 情報システム構築・運用ガイドライン等の整備
各部署において、情報システムを新規導入・再構築する際の、調達方法や調達に必要な作業及び作成する資料の様式等を取りまとめた、情報システム構築・運用ガイドラインを整備する。
- 継続的なIT調達コスト削減に向けた契約の評価・見直し
今回再構築の対象とならなかった情報システム、また再構築を行う情報システムの運用に対しても、継続的なIT調達コストの削減を実現するために、以下の取組みを行う。
 - ◇ IT調達に関する標準ルール、雛形、様式作りとその周知。
 - ◇ 事業継続性の評価基準作り、および各レベルに該当するシステムと保守契約の内容の対応関係の標準化とその周知。
 - ◇ 業務主管課における契約関連ドキュメントの適切な整備(仕様書、見積書、作業実績報告書の詳細化及び整合性の確保)と契約担当部署による点検・評価及び、契約内容の見直しの実施。

7.3.2. システムごとの再構築の実施

情報システムの再構築を行う場合には図表 23 に示した再構築対象の情報システムの業務主管課が中心となって推進する。

この時に、統合パッケージの活用などにより、複数の業務主管課が存在するような場合、それらの業務主管課を取りまとめるシステム主管課を設定する。

ただし、共通基盤及び住民記録、税務、国保・年金のように、これまでホストコンピュータ上で運用されており、多くのシステムとの連携が必要な情報システムに対しては、情報推進課をシステム主管課に設定する。

システム主管課(通常は業務主管課)は、情報システムの再構築の際に、以下の作業を実施する。

- 計画立案
情報システムの再構築に関する計画(システム化の目的・範囲、導入スケジュールなど)を立案

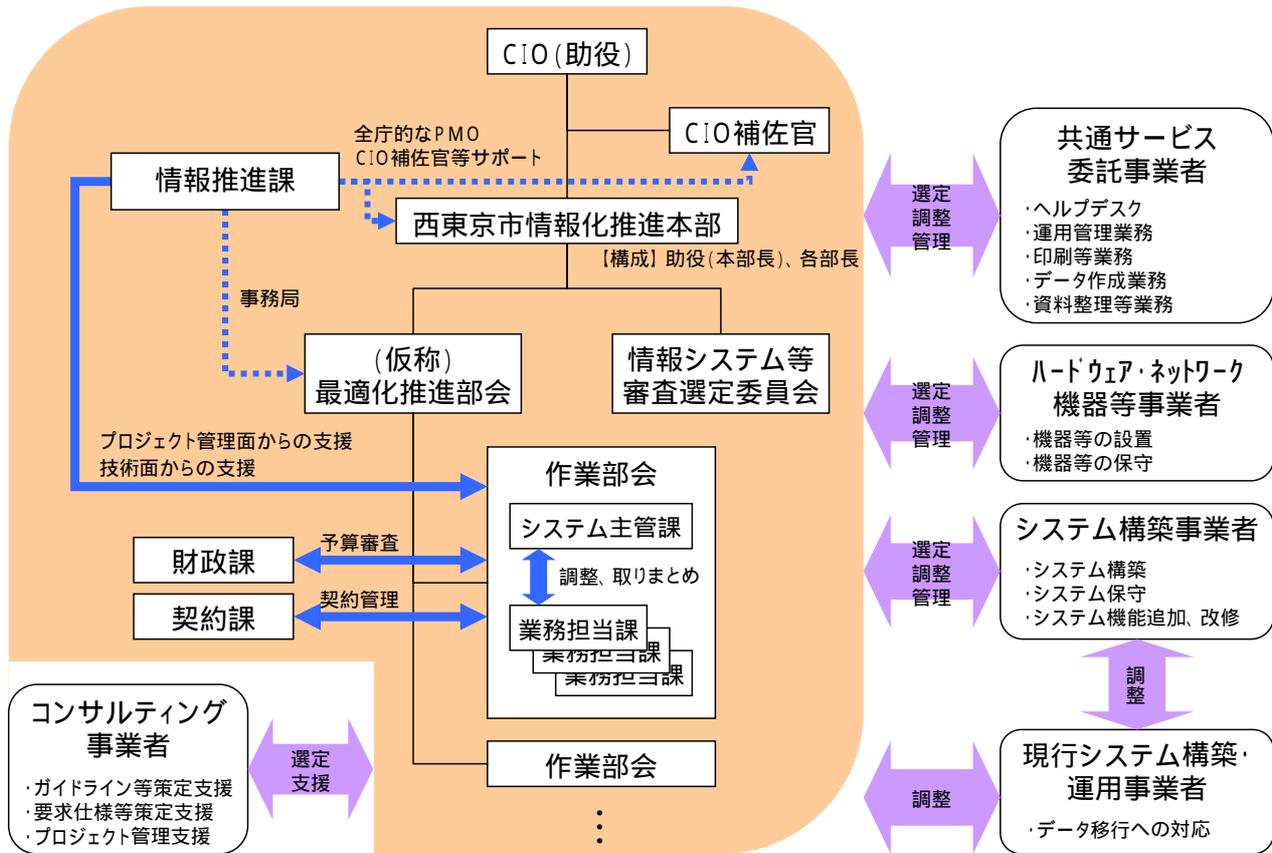
する

- 予算要求
情報システムの再構築・運用に必要な予算を要求する
(情報システムの再構築に関する調達仕様の策定等に外部のコンサルタント等を活用する場合には、それらの予算も要求する必要がある)
- 調達仕様策定
情報システムの再構築に関する調達仕様(システム要求仕様、運用要求仕様及び提案依頼書等調達関連ドキュメントなど)を策定する
- 調達
情報システムの調達の実施及び、事業者選定における情報システム等審査選定委員会への支援を行う
(調達の際には、アウトソーシングする範囲及び調達方法・契約方法を考慮し、適切な調達を行う必要がある)
- 設計・開発
要件定義等における関連する業務担当課の取りまとめ、事業者の管理監督(委託内容の調整、進捗管理・品質管理・課題事項管理など)を行う
- データ移行・テスト
旧システムから新システムへのデータ移行や本稼動に向けての運用テスト及び利用者に対する操作研修などに関する事業者の管理監督及び移行結果の検証を行う
- 運用・保守
情報システムの運用において、関連する業務担当課の取りまとめ、事業者の管理監督(委託内容の調整、作業実績管理、SLAモニタリング管理など)を行う

また、再構築対象の情報システムに対して、複数の業務主管課が存在する場合には、それら業務主管課の担当者から構成される作業部会等を適宜設置して、上記の一連の作業を行う。

7.3.3. 実施体制案

本市における、情報システムの再構築に向けての実施体制案を以下に示す。



図表 23 実施体制案

7.4. 再構築スケジュール案

本市における情報システムの再構築スケジュール案を以下に示す。

情報システム		平成19年度												平成20年度												平成21年度												平成22年度												平成23年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
法制度改正、外部でのイベント等														医療制度の改正(平成20年4月)												年金制度の改正(平成21年4月) 介護保険制度の改正(平成21年4月)																																			
全体最適化 推進に向け の取組	庁内体制の整備、全庁的なプロジェクト管理																																																												
	情報システム構築・運用ガイドライン等の整備																																																												
	継続的なIT調達コスト削減に向けた契約の評価・見直し																																																												
包括的再構築	改正対応 福祉総合システム(介護保険)																																																												
	共通基盤 機能にお ける	職員ポータル																																																											
		職員認証機能																																																											
		運用・管理機能																																																											
		決裁機能																																																											
	共通業務 システム	財務会計システム																																																											
		グループウェア																																																											
		人事・庶務事務システム																																																											
	ホス トコン ピユ ータの 再構築	文書管理・情報公開システム																																																											
		住民情報システム																																																											
収納支援システム																																																													
福祉総合システム(児童福祉)																																																													
個別的再構築	広報紙編集システム																																																												
	例規検索システム	リースアップ																																																											
	固定資産路線評価システム	リースアップ																																																											
	家屋評価システム	リースアップ																																																											
	畜犬管理システム																																																												
	会議録検索システム																																																												
	議員履歴管理システム																																																												
	就学管理・就学援助システム																																																												
	選挙投票管理システム																																																												
			リースアップ																																																										

図表 24 再構築スケジュール案

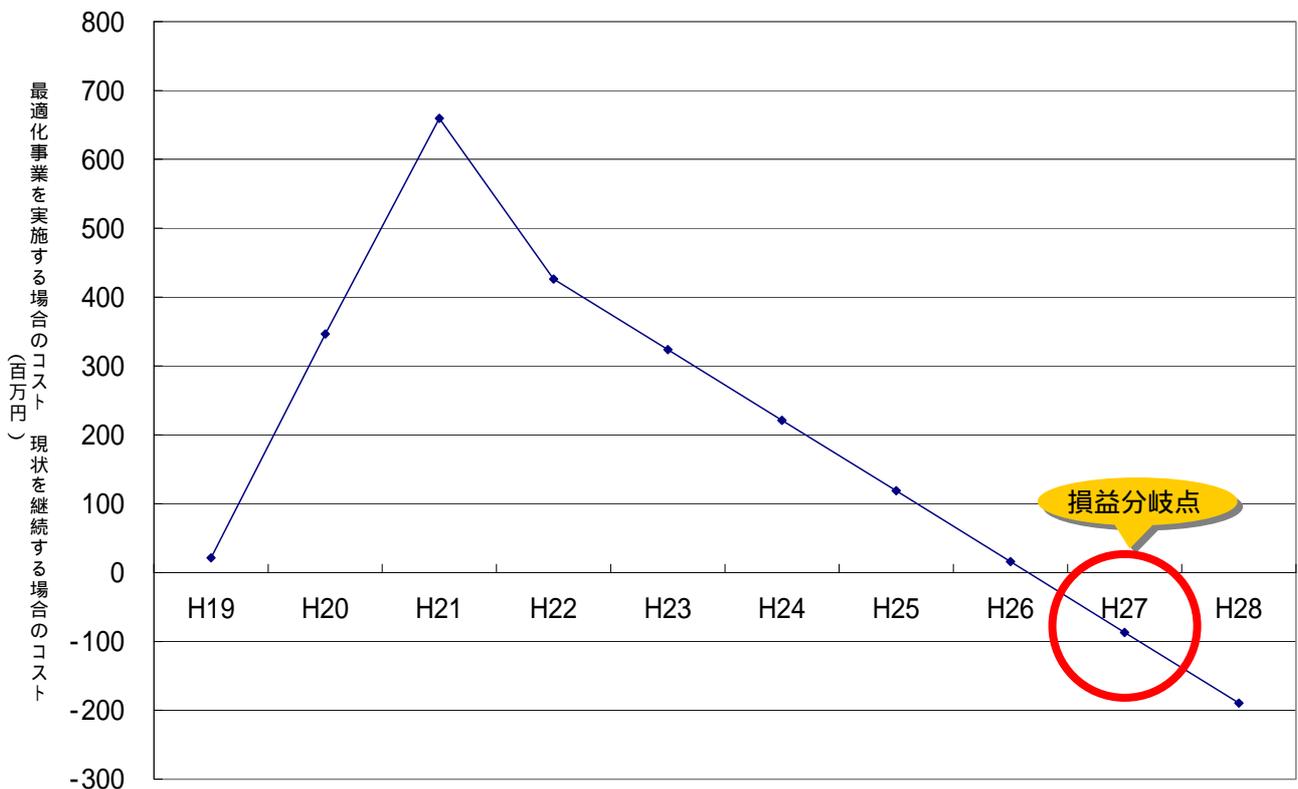
8. 費用対効果

本書では、以下のような考え方に基づいて、西東京市の情報システムの全体最適化に関する費用対効果のシミュレーションを行った。

- (1) 平成 19 年度から平成 28 年度の 10 年間を分析対象とする
- (2) 包括的再構築対象システムを主要な分析対象とした
- (3) 包括的再構築対象システムを再構築した場合の費用は、市場動向(システム提供事業者への調査)及び他自治体事例等により算出した
- (4) 本書で示した改善方針を実施した場合、(3)で示した包括的再構築実施に必要となる費用を低減可能であると想定した
- (5) 7で示した再構築スケジュールに則り、包括的再構築対象システムの再構築を実施すると想定した
- (6) 既存の契約の見直しを実施することにより、平成 19 年度以降の既存システムの契約金額は、平成 18 年度の契約額と比較して¥14,000,000 低減可能であると想定した

上記のような考え方に基づいて西東京市の情報システムの全体最適化を実施すると、現状ベースで運用する場合と比較して、最適化事業を実施する場合(廃止するシステムの廃止、短期的コスト削減策及び包括的再構築対象システムの再構築を実施する場合)には初期投資が発生するものの、運用コストは大幅に低減可能である。

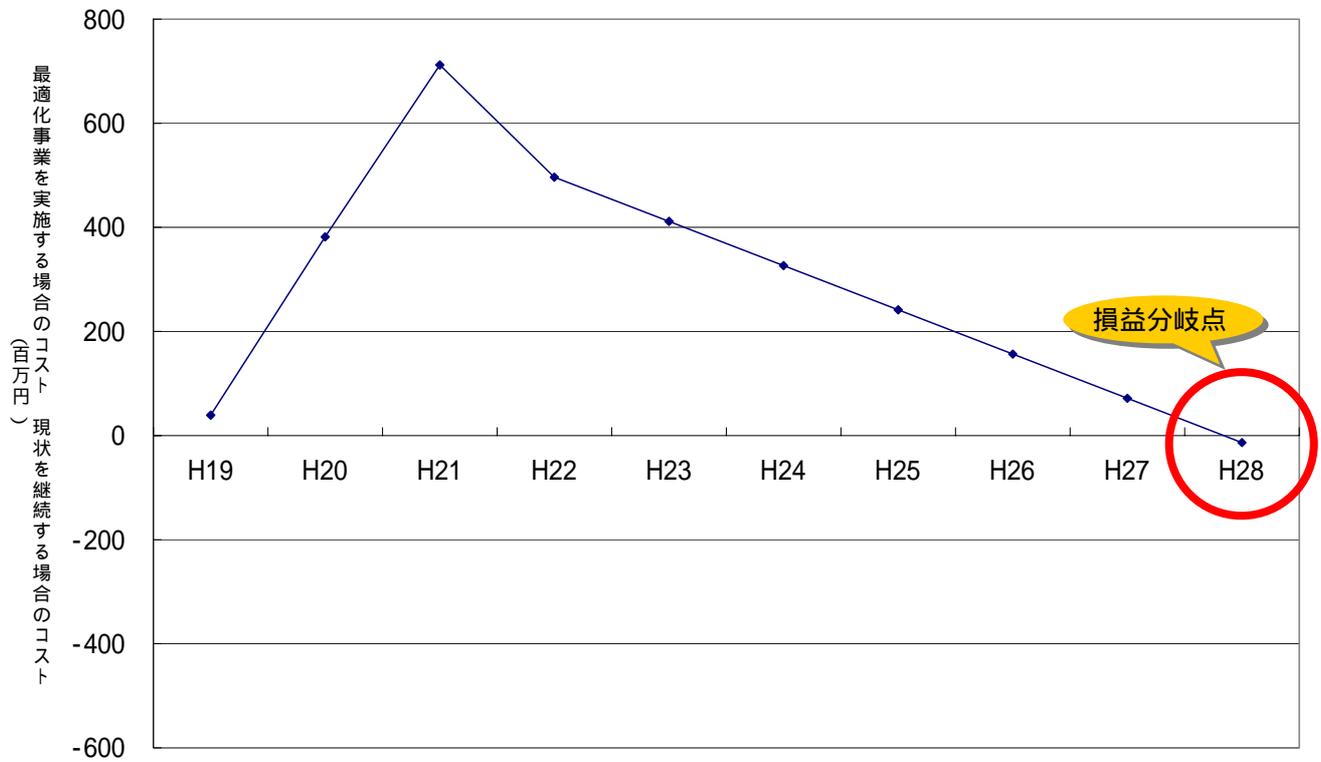
下図は、最適化事業を実施する場合の事業全体コストと同事業を実施しない場合のコストの差額である。下図から明らかなように、再構築完了後(平成 22 年 1 月:平成 21 年度)の 6 年後の平成 27 年度が損益分岐点となる。



図表 25 損益分岐点の算出(最適化事業全体)

図表 25 で示した最適化事業全体のコスト分析のうち、包括的再構築対象システムを切り出して分析した結果(包括的再構築システムを現状ベースで運用する場合と再構築する場合の比較)を下図に示す。

下図から明らかなように、再構築完了後(平成 22 年 1 月: 平成 21 年度)の 7 年後の平成 28 年度が損益分岐点となる。



図表 26 損益分岐点の算出(包括的再構築対象システム分)

【 英語索引 】

BPR.....	18
CE.....	8
CIO.....	4
DB.....	22
GIS.....	13
iDC.....	12
LAN.....	6
MPN.....	31
OCR.....	32
PDCA.....	17
SE.....	8
SLA.....	32
TCO.....	5
UPS.....	30
USB.....	15
WAN.....	29

【 日本語索引 】

エミュレータ.....	14
オープン系システム.....	9
職員ポータル.....	13
シンククライアント.....	25
シングルサインオン.....	13
専用端末.....	15
専用プリンタ.....	15
ドメイン.....	14
ミラーリング.....	7
レプリケーション.....	7